

名古屋市地域防災計画

— 風水害等災害対策計画編 —

<平成29年6月・修正案>

名古屋市防災会議

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
23	1	目次 第1章 災害応急対策計画 第1節 ～ 第9節 略 第10節 避 難 第1 ～ 第3 略 第4 <u>避難所</u>の開設及び管理運営 第5 ～ 第8 略 第11節 ～ 第12節 略 第13節 食品・生活必需品等の供給 第1 ～ 第4 略 第5 物資の輸送及び<u>物資集配拠点</u> 第6 ～ 第8 略 第14節 ～ 第15節 略 <u>第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物</u> 第1 <u>ごみ処理</u> 第2 し尿処理 第3 <u>災害廃棄物処理</u> 第17節 ～ 第35節 略 第2章 略	目次 第1章 災害応急対策計画 第1節 ～ 第9節 略 第10節 避 難 第1 ～ 第3 略 第4 <u>指定避難所</u>の開設及び管理運営 第5 ～ 第8 略 第11節 ～ 第12節 略 第13節 食品・生活必需品等の供給 第1 ～ 第4 略 第5 物資の輸送及び<u>緊急物資集配拠点</u> 第6 ～ 第8 略 第14節 ～ 第15節 略 <u>第16節 災害ごみ・し尿・災害がれき</u> 第1 <u>災害ごみ処理</u> 第2 し尿処理 第3 <u>災害がれき処理</u> 第17節 ～ 第35節 略 第2章 略	災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理 名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正
24	28	第1章 災害応急対策計画 第2節 災害警戒本部の設置及び運営 略 第1 災害警戒本部の設置及び廃止 1 設置 略 ＝警戒本部設置基準＝	第1章 災害応急対策計画 第2節 災害警戒本部の設置及び運営 略 第1 災害警戒本部の設置及び廃止 1 設置 略 ＝警戒本部設置基準＝	

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		1 ～ 3 略 <u>4 市域に震度 4（名古屋地方気象台発表）の地震が発生したとき。</u> <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 略	1 ～ 3 略 <u>(削除)</u> <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 略	標記の整理
25	32	第 3 節 災害対策本部の設置及び運営 略 第 1 略 1 設置 略 ＝災害対策本部設置基準＝ 1 ～ 4 略 <u>5 市域に震度 5 弱（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生したとき。</u> <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 第 2 本部の組織及び運営 略 1 本部組織図 2 ～ 3 略 4 本部室 (1) ～ (2) 略 (3) 本部員会議 ア 略	第 3 節 災害対策本部の設置及び運営 略 第 1 略 1 設置 略 ＝災害対策本部設置基準＝ 1 ～ 4 略 <u>(削除)</u> <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 第 2 本部の組織及び運営 略 1 本部組織図 2 ～ 3 略 4 本部室 (1) ～ (2) 略 (3) 本部員会議 ア 略	標記の整理

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																												
		イ 略 (ア) 略 (イ) 避難準備<u>情報</u>、避難勧告又は<u>指示</u>に関するこ と。 (ウ) ～ (フ) 略 ウ ～ オ 略 (4) ～ (7) 略 5 ～ 9 略 第3 略 第4 大規模災害時の初動活動 大規模災害時の初動活動 表中 <u>避難所</u> <table><tr><td>活動の区分</td><td>第1段階</td><td>略</td><td>第3段階</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>避 難</td><td>避難(<u>追加</u>)勧告・指示(<u>追 加</u>)の実施</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>救援・救護活動</td><td>飲料水、食糧の確保、供給</td><td></td><td>(<u>追加</u>)</td></tr><tr><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> <table><tr><td>活動の区分</td><td>第1段階</td><td>略</td><td>第3段階</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td rowspan="3">廃棄物処理</td><td>避難所等への仮設トイレの設置</td><td>→→</td><td></td></tr><tr><td><u>ごみ焼却場、終末処理場 等施設</u>の被害状況の把握</td><td>略</td><td>→→</td></tr><tr><td><u>廃棄物処理計画</u>の立案 と仮置場の選定</td><td>→→</td><td>→→ (特に<u>倒壊</u>・流失家屋の処 理)</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table> 第5 略	活動の区分	第1段階	略	第3段階	略				避 難	避難(<u>追加</u>)勧告・指示(<u>追 加</u>)の実施	略	略		略	略	略	救援・救護活動	飲料水、食糧の確保、供給		(<u>追加</u>)		略	略	略	活動の区分	第1段階	略	第3段階	略				廃棄物処理	避難所等への仮設トイレの設置	→→		<u>ごみ焼却場、終末処理場 等施設</u> の被害状況の把握	略	→→	<u>廃棄物処理計画</u> の立案 と仮置場の選定	→→	→→ (特に <u>倒壊</u> ・流失家屋の処 理)	略				イ 略 (ア) 略 (イ) 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難勧告又は <u>避難指示（緊急）</u>に関すること。 (ウ) ～ (フ) 略 ウ ～ オ 略 (4) ～ (7) 略 5 ～ 9 略 第3 略 第4 大規模災害時の初動活動 大規模災害時の初動活動 表中 <u>指定避難所</u> <table><tr><td>活動の区分</td><td>第1段階</td><td>略</td><td>第3段階</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>避 難</td><td>避難<u>の</u>勧告・指示<u>等</u>の実施</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>救援・救護活動</td><td>飲料水、食糧の確保、供給</td><td></td><td><u>飲料水、食糧の配布</u></td></tr><tr><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> <table><tr><td>活動の区分</td><td>第1段階</td><td>略</td><td>第3段階</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td rowspan="3">廃棄物処理</td><td>避難所等への仮設トイレの設置</td><td>→→</td><td></td></tr><tr><td><u>環境事業所、焼却工場、 最終処分場等施設</u>の被害状況の把握</td><td>略</td><td>→→</td></tr><tr><td><u>災害廃棄物処理実行計 画</u>の立案と仮置場の選 定</td><td>→→</td><td>→→ (特に<u>損壊</u>・流失家屋の処 理)</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table> 第5 略	活動の区分	第1段階	略	第3段階	略				避 難	避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施	略	略		略	略	略	救援・救護活動	飲料水、食糧の確保、供給		<u>飲料水、食糧の配布</u>		略	略	略	活動の区分	第1段階	略	第3段階	略				廃棄物処理	避難所等への仮設トイレの設置	→→		<u>環境事業所、焼却工場、 最終処分場等施設</u> の被害状況の把握	略	→→	<u>災害廃棄物処理実行計 画</u> の立案と仮置場の選 定	→→	→→ (特に <u>損壊</u> ・流失家屋の処 理)	略				避難情報の名称変更 災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理 対策の追加 名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う改正
活動の区分	第1段階	略	第3段階																																																																																													
略																																																																																																
避 難	避難(<u>追加</u>)勧告・指示(<u>追 加</u>)の実施	略	略																																																																																													
	略	略	略																																																																																													
救援・救護活動	飲料水、食糧の確保、供給		(<u>追加</u>)																																																																																													
	略	略	略																																																																																													
活動の区分	第1段階	略	第3段階																																																																																													
略																																																																																																
廃棄物処理	避難所等への仮設トイレの設置	→→																																																																																														
	<u>ごみ焼却場、終末処理場 等施設</u> の被害状況の把握	略	→→																																																																																													
	<u>廃棄物処理計画</u> の立案 と仮置場の選定	→→	→→ (特に <u>倒壊</u> ・流失家屋の処 理)																																																																																													
略																																																																																																
活動の区分	第1段階	略	第3段階																																																																																													
略																																																																																																
避 難	避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施	略	略																																																																																													
	略	略	略																																																																																													
救援・救護活動	飲料水、食糧の確保、供給		<u>飲料水、食糧の配布</u>																																																																																													
	略	略	略																																																																																													
活動の区分	第1段階	略	第3段階																																																																																													
略																																																																																																
廃棄物処理	避難所等への仮設トイレの設置	→→																																																																																														
	<u>環境事業所、焼却工場、 最終処分場等施設</u> の被害状況の把握	略	→→																																																																																													
	<u>災害廃棄物処理実行計 画</u> の立案と仮置場の選 定	→→	→→ (特に <u>損壊</u> ・流失家屋の処 理)																																																																																													
略																																																																																																

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																												
		第 6 災害対策用地の活用 表中 総 括 部：略 住宅都市部：略 物 資 班：略 環 境 部：ごみ、<u>災害廃棄物</u>の仮置場 そ の 他：略 別表 1－3－1 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 <table><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>総 括 部</td><td>略</td><td>略</td><td>1 ～ 6 略 7 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>学 校 部</td><td>略</td><td>略</td><td>1 ～ 4 略 5 <u>避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>避難所指定施設</u>)</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>区 本 部</td><td>略</td><td>略</td><td>1 ～ 3 略 4 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7 ～ 15 略</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table> 2 各部・区本部共通の任務 <table><tr><td>1 ～ 3 4 <u>避難所</u> 指定施設の管理運営協力に関すること</td></tr></table> 3 全庁体制で取り組む任務 <table><tr><td>1 ～ 2 略 3 <u>避難所</u> の管理に関すること 4 ～ 8 略</td></tr></table> 略	略	略	略	略	総 括 部	略	略	1 ～ 6 略 7 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること	略				学 校 部	略	略	1 ～ 4 略 5 <u>避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>避難所指定施設</u>)	略				区 本 部	略	略	1 ～ 3 略 4 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7 ～ 15 略	略				1 ～ 3 4 <u>避難所</u> 指定施設の管理運営協力に関すること	1 ～ 2 略 3 <u>避難所</u> の管理に関すること 4 ～ 8 略	第 6 災害対策用地の活用 表中 総 括 部：略 住宅都市部：略 物 資 班：略 環 境 部：ごみ、<u>災害がれき</u>の仮置場 そ の 他：略 別表 1－3－1 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 <table><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>総 括 部</td><td>略</td><td>略</td><td>1 ～ 6 略 7 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>学 校 部</td><td>略</td><td>略</td><td>1 ～ 4 略 5 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>所管施設</u>)</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>区 本 部</td><td>略</td><td>略</td><td>1 ～ 3 略 4 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>指定避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7 ～ 15 略</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table> 2 各部・区本部共通の任務 <table><tr><td>1 ～ 3 4 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること</td></tr></table> 3 全庁体制で取り組む任務 <table><tr><td>1 ～ 2 略 3 <u>指定避難所</u> の管理に関すること 4 ～ 8 略</td></tr></table> 略	略	略	略	略	総 括 部	略	略	1 ～ 6 略 7 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること	略				学 校 部	略	略	1 ～ 4 略 5 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>所管施設</u>)	略				区 本 部	略	略	1 ～ 3 略 4 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>指定避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7 ～ 15 略	略				1 ～ 3 4 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること	1 ～ 2 略 3 <u>指定避難所</u> の管理に関すること 4 ～ 8 略	名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う改正 標記の整理 災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正
略	略	略	略																																																													
総 括 部	略	略	1 ～ 6 略 7 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること																																																													
略																																																																
学 校 部	略	略	1 ～ 4 略 5 <u>避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>避難所指定施設</u>)																																																													
略																																																																
区 本 部	略	略	1 ～ 3 略 4 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7 ～ 15 略																																																													
略																																																																
1 ～ 3 4 <u>避難所</u> 指定施設の管理運営協力に関すること																																																																
1 ～ 2 略 3 <u>避難所</u> の管理に関すること 4 ～ 8 略																																																																
略	略	略	略																																																													
総 括 部	略	略	1 ～ 6 略 7 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること																																																													
略																																																																
学 校 部	略	略	1 ～ 4 略 5 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>所管施設</u>)																																																													
略																																																																
区 本 部	略	略	1 ～ 3 略 4 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>指定避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7 ～ 15 略																																																													
略																																																																
1 ～ 3 4 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること																																																																
1 ～ 2 略 3 <u>指定避難所</u> の管理に関すること 4 ～ 8 略																																																																
26	51	第 4 節 情報連絡活動	第 4 節 情報連絡活動																																																													

風水害等対策計画編

[illegible]

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
		(1) 被害情報等の区分及び収集担当 略 (部門別の情報) <table><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>商 工 業 関 係 情 報</td><td>商工業施設、工業原材料、商品、生産機 械器具 <u>(追加)</u> 等</td><td>市民経済部 <u>(追加)</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> (2) ・ (3) 略 2 対策情報の収集・伝達 (1) 略 (2) 対策情報の伝達方法 ア 略 イ 住民避難状況の報告 (ア) <u>避難所</u>開設指示以前における<u>避難所施設</u>の情報 住民が自発的に<u>避難所施設</u>に避難した場合に おける<u>避難所施設</u>情報の伝達系統は次のとおり とする。 図中 <u>避難所施設管理者</u> (イ) <u>避難所</u>開設指示以後における<u>避難所施設</u>の情報 区本部は、<u>避難所</u>施設管理者から住民が避難 を開始した旨の報告を受けた場合又は<u>避難所</u>を 開設した場合は、<u>避難所</u>開設及び避難状況を毎 正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワ ークにて、総括部へ報告する。	略	略	略	商 工 業 関 係 情 報	商工業施設、工業原材料、商品、生産機 械器具 <u>(追加)</u> 等	市民経済部 <u>(追加)</u>	略	略	略	(1) 被害情報等の区分及び収集担当 略 (部門別の情報) <table><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>商 工 業 関 係 情 報</td><td>商工業施設、工業原材料、商品、生産機 械器具、<u>観光施設</u>等</td><td>市民経済部 <u>観光文化交流部</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> (2) ・ (3) 略 2 対策情報の収集・伝達 (1) 略 (2) 対策情報の伝達方法 ア 略 イ 住民避難状況の報告 (ア) <u>指定避難所</u>の開設指示以前における<u>指定避難 所</u>の情報 住民が自発的に<u>指定避難所</u>に避難した場合に おける <u>(削除)</u> 情報の伝達系統は次のとおりと する。 図中 <u>施設管理者</u> (イ) <u>指定避難所</u>の開設指示以後における<u>指定避難 所</u>の情報 区本部は、<u>指定避難所</u>施設管理者から住民 が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は<u>指 定避難所</u>を開設した場合は、<u>指定避難所</u>の開設 及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策 支援情報ネットワークにて、総括部へ報告する。	略	略	略	商 工 業 関 係 情 報	商工業施設、工業原材料、商品、生産機 械器具、 <u>観光施設</u> 等	市民経済部 <u>観光文化交流部</u>	略	略	略	組織改正に伴う整 理 災害対策基本法改 正に伴う修正 標記の整理 災害対策基本法改 正に伴う修正
略	略	略																				
商 工 業 関 係 情 報	商工業施設、工業原材料、商品、生産機 械器具 <u>(追加)</u> 等	市民経済部 <u>(追加)</u>																				
略	略	略																				
略	略	略																				
商 工 業 関 係 情 報	商工業施設、工業原材料、商品、生産機 械器具、 <u>観光施設</u> 等	市民経済部 <u>観光文化交流部</u>																				
略	略	略																				

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																																																																																																																																								
		ウ ～ ク 略 略 ◎様式 1－4－7 避難者発生情報報告書 様式中 指＝避難指示 <u>(追加)</u>	ウ ～ ク 略 略 ◎様式 1－4－7 避難者発生情報報告書 様式中 指＝避難指示 <u>(緊急)</u>	避難情報の名称変更																																																																																																																																																																																																																								
27	84	第 6 節 災害救助法の適用 第 1 適用基準 1 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第 1 条第 1 項による） <table><tr><th>区分</th><th>人口 平成 <u>22</u> 年 国勢調査</th><th>略</th><th>略</th><th>略</th><th>略</th></tr><tr><td>全 市</td><td>人 <u>2,263,894</u></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>千種区</td><td><u>160,015</u></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>東 区</td><td><u>73,272</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>北 区</td><td><u>165,785</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>西 区</td><td><u>144,995</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中村区</td><td><u>136,164</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中 区</td><td><u>78,353</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>昭和区</td><td><u>105,536</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>瑞穂区</td><td><u>105,061</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>熱田区</td><td><u>64,719</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中川区</td><td><u>221,521</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>港 区</td><td><u>149,215</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>南 区</td><td><u>141,310</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>守山区</td><td><u>168,551</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>緑 区</td><td><u>229,592</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>名東区</td><td><u>161,012</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>天白区</td><td><u>158,793</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2 略 第 2 ～ 第 3 略	区分	人口 平成 <u>22</u> 年 国勢調査	略	略	略	略	全 市	人 <u>2,263,894</u>	略	略	略	略	千種区	<u>160,015</u>	略	略	略	略	東 区	<u>73,272</u>					北 区	<u>165,785</u>					西 区	<u>144,995</u>					中村区	<u>136,164</u>					中 区	<u>78,353</u>					昭和区	<u>105,536</u>					瑞穂区	<u>105,061</u>					熱田区	<u>64,719</u>					中川区	<u>221,521</u>					港 区	<u>149,215</u>					南 区	<u>141,310</u>					守山区	<u>168,551</u>					緑 区	<u>229,592</u>					名東区	<u>161,012</u>					天白区	<u>158,793</u>					第 6 節 災害救助法の適用 第 1 適用基準 1 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第 1 条第 1 項による） <table><tr><th>区分</th><th>人口 平成 <u>27</u> 年 国勢調査</th><th>略</th><th>略</th><th>略</th><th>略</th></tr><tr><td>全 市</td><td>人 <u>2,296,014</u></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>千種区</td><td><u>164,499</u></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>東 区</td><td><u>78,079</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>北 区</td><td><u>163,585</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>西 区</td><td><u>149,149</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中村区</td><td><u>133,275</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中 区</td><td><u>83,210</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>昭和区</td><td><u>107,200</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>瑞穂区</td><td><u>105,384</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>熱田区</td><td><u>65,903</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中川区</td><td><u>220,301</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>港 区</td><td><u>146,789</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>南 区</td><td><u>136,992</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>守山区</td><td><u>172,899</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>緑 区</td><td><u>241,898</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>名東区</td><td><u>164,119</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>天白区</td><td><u>162,732</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2 略 第 2 ～ 第 3 略	区分	人口 平成 <u>27</u> 年 国勢調査	略	略	略	略	全 市	人 <u>2,296,014</u>	略	略	略	略	千種区	<u>164,499</u>	略	略	略	略	東 区	<u>78,079</u>					北 区	<u>163,585</u>					西 区	<u>149,149</u>					中村区	<u>133,275</u>					中 区	<u>83,210</u>					昭和区	<u>107,200</u>					瑞穂区	<u>105,384</u>					熱田区	<u>65,903</u>					中川区	<u>220,301</u>					港 区	<u>146,789</u>					南 区	<u>136,992</u>					守山区	<u>172,899</u>					緑 区	<u>241,898</u>					名東区	<u>164,119</u>					天白区	<u>162,732</u>					時点修正
区分	人口 平成 <u>22</u> 年 国勢調査	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																																							
全 市	人 <u>2,263,894</u>	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																																							
千種区	<u>160,015</u>	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																																							
東 区	<u>73,272</u>																																																																																																																																																																																																																											
北 区	<u>165,785</u>																																																																																																																																																																																																																											
西 区	<u>144,995</u>																																																																																																																																																																																																																											
中村区	<u>136,164</u>																																																																																																																																																																																																																											
中 区	<u>78,353</u>																																																																																																																																																																																																																											
昭和区	<u>105,536</u>																																																																																																																																																																																																																											
瑞穂区	<u>105,061</u>																																																																																																																																																																																																																											
熱田区	<u>64,719</u>																																																																																																																																																																																																																											
中川区	<u>221,521</u>																																																																																																																																																																																																																											
港 区	<u>149,215</u>																																																																																																																																																																																																																											
南 区	<u>141,310</u>																																																																																																																																																																																																																											
守山区	<u>168,551</u>																																																																																																																																																																																																																											
緑 区	<u>229,592</u>																																																																																																																																																																																																																											
名東区	<u>161,012</u>																																																																																																																																																																																																																											
天白区	<u>158,793</u>																																																																																																																																																																																																																											
区分	人口 平成 <u>27</u> 年 国勢調査	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																																							
全 市	人 <u>2,296,014</u>	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																																							
千種区	<u>164,499</u>	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																																							
東 区	<u>78,079</u>																																																																																																																																																																																																																											
北 区	<u>163,585</u>																																																																																																																																																																																																																											
西 区	<u>149,149</u>																																																																																																																																																																																																																											
中村区	<u>133,275</u>																																																																																																																																																																																																																											
中 区	<u>83,210</u>																																																																																																																																																																																																																											
昭和区	<u>107,200</u>																																																																																																																																																																																																																											
瑞穂区	<u>105,384</u>																																																																																																																																																																																																																											
熱田区	<u>65,903</u>																																																																																																																																																																																																																											
中川区	<u>220,301</u>																																																																																																																																																																																																																											
港 区	<u>146,789</u>																																																																																																																																																																																																																											
南 区	<u>136,992</u>																																																																																																																																																																																																																											
守山区	<u>172,899</u>																																																																																																																																																																																																																											
緑 区	<u>241,898</u>																																																																																																																																																																																																																											
名東区	<u>164,119</u>																																																																																																																																																																																																																											
天白区	<u>162,732</u>																																																																																																																																																																																																																											
28	86	第 7 節 応援要請	第 7 節 応援要請																																																																																																																																																																																																																									

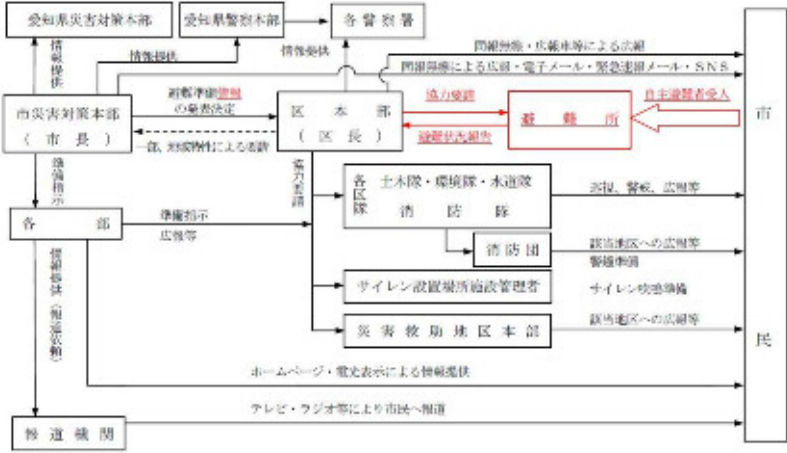
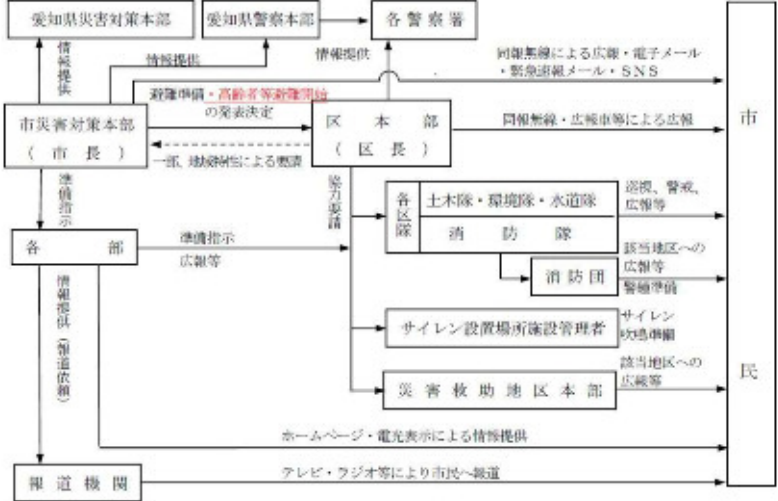
風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																						
		略 第 1 他の地方公共団体等への応援要請 略 1 応援要請の種類 (1) 略 (2) 協定、覚書に基づく要請 <table><tr><th>名称</th><th>締結団体・機関</th><th>所 管 局</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書</td><td>尾張部清掃工場 <u>11</u> 団体で構成</td><td rowspan="2">環 境 局</td></tr><tr><td><u>ごみ処理相互応援に関する協定書</u></td><td>名古屋市、東海市、知多市、東部知多衛生組合</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td><u>20</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書</td><td>東京都及び <u>19</u> 政令都市</td><td rowspan="2">健康福祉局</td></tr><tr><td><u>20</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書</td><td>東京都及び <u>19</u> 政令都市</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>愛知県内広域消防相互応援協定</td><td>県内 <u>29</u> 市町 <u>11</u> 消防一部事務組合 1 広域連合</td><td>消 防 局</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定</td><td>略</td><td rowspan="3">上下水道局</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td>東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td><td>略</td></tr></table>	名称	締結団体・機関	所 管 局	略			尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場 <u>11</u> 団体で構成	環 境 局	<u>ごみ処理相互応援に関する協定書</u>	名古屋市、東海市、知多市、東部知多衛生組合	略			<u>20</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び <u>19</u> 政令都市	健康福祉局	<u>20</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び <u>19</u> 政令都市	略			愛知県内広域消防相互応援協定	県内 <u>29</u> 市町 <u>11</u> 消防一部事務組合 1 広域連合	消 防 局	略			日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略	上下水道局	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略	略 第 1 他の地方公共団体等への応援要請 略 1 応援要請の種類 (1) 略 (2) 協定、覚書に基づく要請 <table><tr><th>名称</th><th>締結団体・機関</th><th>所 管 局</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書</td><td>尾張部清掃工場 <u>10</u> 団体で構成</td><td rowspan="2">環 境 局</td></tr><tr><td><u>ごみ処理相互応援に関する協定書</u></td><td>名古屋市、東海市、知多市<u>及び</u> <u>び</u>東部知多衛生組合</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td><u>21</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書</td><td>東京都及び <u>20</u> 政令都市</td><td rowspan="2">健康福祉局</td></tr><tr><td><u>21</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書</td><td>東京都及び <u>20</u> 政令都市</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>愛知県内広域消防相互応援協定</td><td>県内 <u>28</u> 市町 <u>7</u> 消防一部事務組合 1 広域連合</td><td>消 防 局</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定</td><td>略</td><td rowspan="3">上下水道局</td></tr><tr><td><u>災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</u></td><td><u>新潟市水道局</u></td></tr><tr><td>東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td><td>略</td></tr></table>	名称	締結団体・機関	所 管 局	略			尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場 <u>10</u> 団体で構成	環 境 局	<u>ごみ処理相互応援に関する協定書</u>	名古屋市、東海市、知多市 <u>及び</u> <u>び</u> 東部知多衛生組合	略			<u>21</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び <u>20</u> 政令都市	健康福祉局	<u>21</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び <u>20</u> 政令都市	略			愛知県内広域消防相互応援協定	県内 <u>28</u> 市町 <u>7</u> 消防一部事務組合 1 広域連合	消 防 局	略			日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略	上下水道局	<u>災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</u>	<u>新潟市水道局</u>	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略	時点修正
名称	締結団体・機関	所 管 局																																																																								
略																																																																										
尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場 <u>11</u> 団体で構成	環 境 局																																																																								
<u>ごみ処理相互応援に関する協定書</u>	名古屋市、東海市、知多市、東部知多衛生組合																																																																									
略																																																																										
<u>20</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び <u>19</u> 政令都市	健康福祉局																																																																								
<u>20</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び <u>19</u> 政令都市																																																																									
略																																																																										
愛知県内広域消防相互応援協定	県内 <u>29</u> 市町 <u>11</u> 消防一部事務組合 1 広域連合	消 防 局																																																																								
略																																																																										
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略	上下水道局																																																																								
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																									
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略																																																																									
名称	締結団体・機関	所 管 局																																																																								
略																																																																										
尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場 <u>10</u> 団体で構成	環 境 局																																																																								
<u>ごみ処理相互応援に関する協定書</u>	名古屋市、東海市、知多市 <u>及び</u> <u>び</u> 東部知多衛生組合																																																																									
略																																																																										
<u>21</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び <u>20</u> 政令都市	健康福祉局																																																																								
<u>21</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び <u>20</u> 政令都市																																																																									
略																																																																										
愛知県内広域消防相互応援協定	県内 <u>28</u> 市町 <u>7</u> 消防一部事務組合 1 広域連合	消 防 局																																																																								
略																																																																										
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略	上下水道局																																																																								
<u>災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</u>	<u>新潟市水道局</u>																																																																									
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略																																																																									
				締結団体の追加																																																																						
29	106	第 9 節 消防活動 略 第 1 ～ 第 3 略 第 4 消防部隊の運用 1 略 (1) ～ (4) 略 (5) 避難勧告・避難指示 (<u>追加</u>) が発令された場合は、災害の拡大状況及び部隊の運用状況を勘案し、避難路及び避難地の安全確保を主眼とした部隊運用を	第 9 節 消防活動 略 第 1 ～ 第 3 略 第 4 消防部隊の運用 1 略 (1) ～ (4) 略 (5) 避難勧告、避難指示 (<u>緊急</u>) が発令された場合は、災害の拡大状況及び部隊の運用状況を勘案し、避難路及び避難地の安全確保を主眼とした部隊運用を	避難情報の名称変更																																																																						

風水害等対策計画編

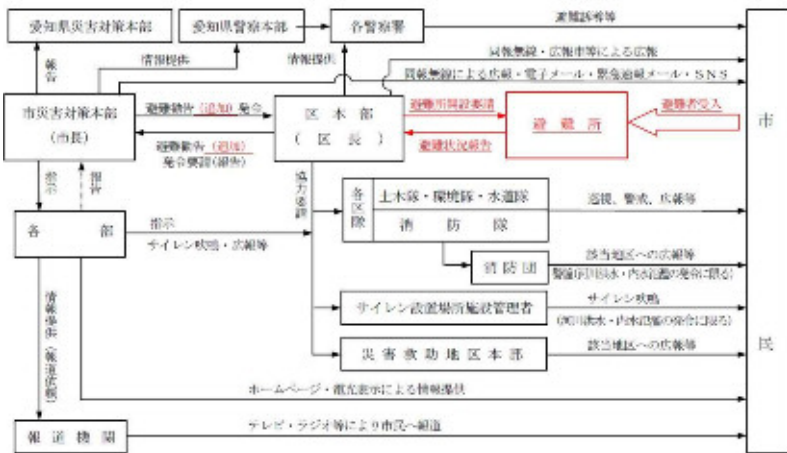
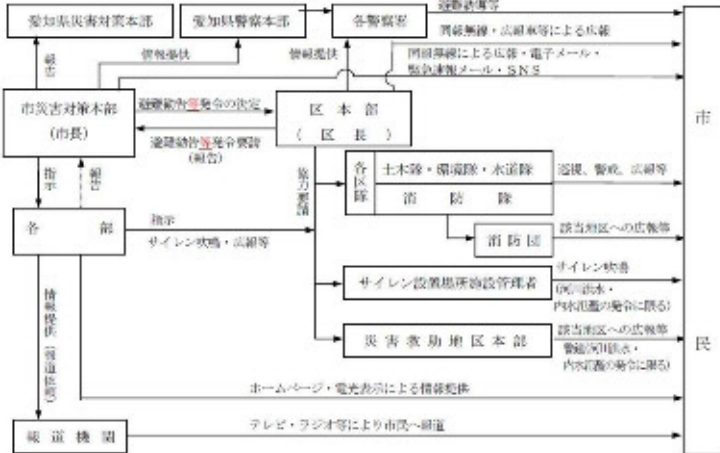
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		実施するものとする。 2 ～ 3 略 第5 消防活動要領 1 ～ 2 略 3 避難の支援活動 消防本部室及び消防隊本部室は、住民の<u>避難所及び二次避難所</u>への避難が必要となったとき、又は避難が開始された時点で、積極的に避難の支援を開始する。 略 (1) ～ (2) 略 第6 ～ 第7 略	実施するものとする。 2 ～ 3 略 第5 消防活動要領 1 ～ 2 略 3 避難の支援活動 消防本部室及び消防隊本部室は、住民の<u>指定避難所等</u>への避難が必要となったとき、又は避難が開始された時点で、積極的に避難の支援を開始する。 略 (1) ～ (2) 略 第6 ～ 第7 略	災害対策基本法改正に伴う修正
30	113	第10節 避難 風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を一時収容するため避難準備<u>情報</u>、避難勧告・<u>指示</u>、避難誘導及び避難所の開設等について定める。 第1 避難準備<u>情報</u>、<u>避難の勧告・指示</u> 1 避難勧告・<u>指示</u>の発令者 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・<u>指示</u>を（<u>追</u>	第10節 避難 風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を一時収容するため避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>、避難誘導及び避難所の開設等について定める。 第1 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u> 1 避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>の発令者 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・<u>避難指示</u>	避難情報の名称変更 避難情報の名称変更 避難情報の名称変更

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>加</u>する。なお、<u>災害対策基本法</u>など関係法令により次表のとおり避難勧告・<u>指示</u>を行い得るよう定められている。 2 避難準備<u>情報</u> (1) 趣旨 市民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、現時点では「避難勧告」の発令には至らないが、今後この気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性があるとは判断される場合「避難準備<u>情報</u>」を発表する。 略 (2) 発表基準 <u>(計画資料 50 参照)</u> <u>(追加)</u> ア 河川洪水 <u>(追加)</u> の基準 (ア) <u>氾濫注意情報が発表された場合</u> (イ) <u>河川水位が基準水位に達し、かつ、以降 60 分の予想雨量が 30 mmを超える場合</u> イ 地域特性の基準 <u>上記</u>発表基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。 ウ 内水氾濫の基準 (ア) 60 分雨量が 50 mmを超え、<u>かつ</u>、以降 120 分の予想雨量が 100 mmを超える場合 (イ) 名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表され、	<u>(緊急)</u>を<u>発令</u>する。なお、<u>災対法</u>など関係法令により次表のとおり避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>を行い得るよう定められている。 2 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u> (1) 趣旨 市民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、現時点では「避難勧告」の発令には至らないが、今後この気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性があるとは判断される場合「避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>」を発表する。 略 (2) 発表基準 <u>(削除)</u> <u>次の基準に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に、発表する。</u> ア 河川洪水・<u>ポンプ場排水調整</u>の基準 (ア) <u>河川水位が基準水位に達した場合（計画資料 50 参照）</u> (イ) <u>新川に氾濫注意情報が発表された場合</u> イ 地域特性の基準 <u>前述（2）ア（ア）</u>の発表基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。 ウ 内水<u>氾濫</u>の基準 (ア) 60 分雨量が 50 mmを超え、<u>(削除)</u>以降 120 分の予想雨量が 100 mmを超える場合 (イ) 名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表され	避難情報の名称変更

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>災害対策（警戒）本部で必要と認め</u>た場合 エ～カ 略 (3) 実施 ア 避難準備<u>情報</u>は、市長（本部長）が発表する。 イ 避難準備<u>情報</u>の広報は以下の方法により行う。 (ア)～(ク) ウ 避難準備<u>情報</u>の伝達系統等  (4) 略 3 避難勧告・<u>指示</u>の基準 避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、<u>これらの</u>状況が切迫し急を要するときは、<u>避難を指示</u>する。	<u>(削除)</u> た場合 エ～カ 略 (3) 実施 ア 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>は、市長（本部長）が発表する。 イ 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>の広報は以下の方法により行う。 (ア)～(ク) ウ 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>の伝達系統  (4) 略 3 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の基準 避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、<u>堤防の決壊、漏水、河川の氾濫等、</u>状況が切迫し急を要するときは、<u>避難指示（緊急）を</u> <u>発令</u>する。	避難情報の名称変更 避難情報の名称変更

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(1) ～ (3) 略 (4) 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、次<u>に定める数値</u>の基準（計画資料 50 参照）に<u>達したとき</u> ア 河川洪水・<u>(追加)</u>の基準 (ア) <u>氾濫警戒情報が発表された場合</u> (イ) <u>河川水位が基準水位に達し、かつ、以降 60 分の予想降雨量が 30 mmを超える場合</u> イ 地域特性の基準 <u>上記</u>発令基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。 ウ 略 エ ポンプ場排水調整の基準 (ア) <u>庄内川排水ポンプ場運転調整要綱及び新川流域排水調整要綱に定める停止水位の概ね 1 時間前と予想される水位に達した場合</u> 略 (イ) 略 オ ～ カ 略 (5) ～ (6) 略 4 避難勧告・<u>指示の実施</u> (1) 避難勧告・<u>指示</u>は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。 略 ア ～ イ 略	(1) ～ (3) 略 (4) 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、次<u>(削除)</u>の基準（計画資料 50 参照）に<u>該当し、かつ災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u> ア 河川洪水・<u>ポンプ場排水調整</u>の基準 (ア) <u>河川水位が基準水位に達した場合</u> (イ) <u>新川に氾濫警戒情報が発表された場合</u> イ 地域特性の基準 <u>前述(4) ア(ア)</u>の発令基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。 ウ 略 エ ポンプ場排水調整の基準 (ア) <u>(削除)</u>新川流域排水調整要綱に定める停止水位の概ね 1 時間前と予想される水位に達した場合 略 (イ) 略 オ ～ カ 略 (5) ～ (6) 略 4 避難勧告、<u>避難指示（緊急）の発令</u> (1) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）の発令</u>は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。 略 ア ～ イ 略	基準の見直し 基準の見直し 基準の見直し 避難情報の名称変更

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) 市長（本部長）は、避難勧告・<u>指示を実施</u>しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。 (3) 市長（本部長）は、避難勧告・<u>指示を実施</u>するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。 略 (4) ～ (5) 略 (6) 避難勧告・指示の伝達系統 ア 避難勧告・<u>指示</u>の発令に係る情報系統  イ・ウ 略 (7) 略 5 報告、公示 (1) 市長（本部長）は、避難勧告・<u>指示</u>を発令したと	(2) 市長（本部長）は、避難勧告、<u>避難指示（緊急）の発令を</u>しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。 (3) 市長（本部長）は、避難勧告、<u>避難指示（緊急）を発令</u>するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。 略 (4) ～ (5) 略 (6) 避難勧告・指示の伝達系統 ア 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令に係る情報系統  イ・ウ 略 (7) 略 5 報告、公示 (1) 市長（本部長）は、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>	避難情報の名称変更 避難情報の名称変更 避難情報の名称変更

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		き及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部） ア 避難勧告・<u>指示</u>の発令者名 イ ～ オ 略 (2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、ただちに、その旨を公示する。（担当は総括部） (3) 区長（区本部長）は、避難勧告・<u>指示</u>の実施状況について、総括部に報告する。 第2 避難誘導及び移送 1 略 2 移送 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の<u>避難所</u>へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。 第3 略 第4 <u>避難所</u>の開設及び管理運営 1 <u>避難所</u>の開設 <u>避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には</u>、区本部長はすみやかに必要な<u>避難所</u>を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該<u>避難所</u>へ派遣する。 <u>（追加）</u>開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。<u>なお</u>、施	を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部） ア 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令者名 イ ～ オ 略 (2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、ただちに、その旨を公示する。（担当は総括部） (3) 区長（区本部長）は、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の実施状況について、総括部に報告する。 第2 避難誘導及び移送 1 略 2 移送 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の<u>指定避難所</u>へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。 第3 略 第4 <u>指定避難所</u>の開設及び管理運営 1 <u>指定避難所</u>の開設 <u>災害により住家の被害を受けた者等を一時滞在させるため</u>、区本部長はすみやかに必要な<u>指定避難所</u>を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該<u>指定避難所</u>へ派遣する。 <u>なお、指定避難所の</u>開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができ	更 避難情報の名称変更 避難情報の名称変更 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。 (1) 区本部長は、<u>(1)以外の避難所</u>の施設管理者等に連絡をとり、避難所<u>(追加)</u>開設<u>の指示を</u>する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。 (2) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、<u>区本部からの派遣職員が到着するまでの間</u>、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。 (3) (2)に掲げる場合を除き、開設した<u>避難所</u>における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者及び区本部からの派遣職員が協力して行う。 2 <u>避難所</u>の管理運営 <u>区本部長は、開設した避難所に区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び施設管理者等と協力して、避難者の中から選任された者を中心に避難所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。</u>	る。<u>また</u>、設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。 (1) 区本部長は、<u>指定避難所</u>の施設管理者等に連絡をとり、避難所<u>を</u>開設<u>(削除)</u>する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。 (2) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、<u>(削除)</u>避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。 (3) (2)に掲げる場合を除き、開設した<u>指定避難所</u>における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者及び区本部からの派遣職員が協力して行う。 2 <u>指定避難所</u>の管理運営 <u>指定避難所は、災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと管理組織を確立し自主運営する。</u> <u>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと</u>	災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(1) ～ (2) 略 (3) 運営 <u>災害発生初期にはかなりの混乱が予想されるので、</u> <u>早期に避難所</u>管理組織を整えとともに、代表管理者 及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配 慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少し でもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者 による自主運営にあたる。 略 <u>(追加)</u> 第5 避難状況等の報告 1 <u>避難所</u>を開設したときは、区本部はただちにその旨 を総括部へ報告する。 2 ～ 3 略 第6 避難所の解消 避難者の自立と自活を支援する一方で、<u>避難所になっ</u> <u>た学校施設・民間施設などでは、</u>避難所生活が長期にわた ると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。 そこで避難勧告・<u>指示</u>を解除した場合及び避難者が自己 の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合	<u>避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</u> (1) ～ (2) 略 (3) 運営 <u>指定避難所の運営にあたっては、</u>早期に <u>(削除)</u> 管 理組織を整えとともに、代表管理者及び各班班長は、 災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静 な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよ う努めながら、当該避難所の避難者による自主運営に あたる。 略 <u>(4) 避難所外避難者への対応</u> <u>在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外</u> <u>に避難する者の避難者数等の把握に努めるととも</u> <u>に、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群など</u> <u>の予防のための必要な支援を実施する。</u> 第5 避難状況等の報告 1 <u>指定避難所</u>を開設したときは、区本部はただちにそ の旨を総括部へ報告する。 2 ～ 3 略 第6 避難所の解消 避難者の自立と自活を支援する一方で、<u>(削除)</u> 避難 所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすこ とが懸念される。 そこで避難勧告<u>等</u>を解除した場合及び避難者が自己 の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合	標記の整理 熊本地震を踏まえた対策の追加 災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理 標記の整理

風水害等対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		合には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。 略	には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。 略	
31	121	第11節 医療救護・保健衛生 【 医 療 救 護 】 略 第1 略 第2 救護 1 略 2 救護所の設置 区本部保健所班長（保健所長）は、区本部長及び消防隊長と協議し、 <u>避難所</u> その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。 略 3 救護の方法 (1) 略 (2) 第2 救護 略 特に、 <u>(追加)</u> 重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点 <u>(市立3病院、名古屋市立大学病院、名古屋大学医学部附属病院、名古屋医療センター、名古屋</u>	第11節 医療救護・保健衛生 【 医 療 救 護 】 略 第1 略 第2 救護 1 略 2 救護所の設置 区本部保健所班長（保健所長）は、区本部長及び消防隊長と協議し、 <u>指定避難所</u> その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。 略 3 救護の方法 (1) 略 (2) 第2 救護 略 特に、 <u>中等症・</u> 重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点 <u>(削除)</u> が実施する。	災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>屋第一赤十字病院、名古屋第二赤十字病院、中京病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院及び名古屋記念病院）が実施する。</u> 4 略 第3 略 第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給 1 ～ 2 略 3 <u>輸血用血液の確保</u> <u>輸血用血液等が確保困難な場合は、健康福祉部長は日本赤十字社愛知県支部（東海北陸ブロック血液センター・愛知県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請する。</u> 〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕 ※ 救護所を市立中学校に設置した場合、名古屋薬剤師会への委託により備蓄する医薬品を使用する。 【 保 健 衛 生 】 略	4 略 第3 略 第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給 1 ～ 2 略 3 <u>血液製剤の確保の確保</u> <u>平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時であってもそれを優先する。</u> <u>血液センターの被災等により血液製剤の確保が困難な場合は、健康福祉部長は速やかに愛知県医薬安全課に対し血液製剤の供給を依頼する。</u> 〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕 ※ ⇒ は、市立中学校に救護所を設置した場合のルート 【 保 健 衛 生 】 略	対策の整理

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		第1 感染症予防 ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や<u>避難所</u>における集団発生を防ぐため、次の班を編成し災害時における感染症予防活動を実施する。 1 区本部保健所班 (1) 感染症の予防指導 ア 被災地及び<u>避難所</u>における感染症患者等の早期発見 イ 略 (2) ～ (5) 略 2 ～ 3 略 第2 保健衛生 区本部保健所班は、<u>避難所</u>や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保健福祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、震災時における保健衛生活動を実施する。 1 略 2 精神医療救護活動 (1) ～ (2) 略 (3) こころのケアチームは、保健救護班と連携し、被災体験や治療の中断による精神症状の増悪、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、<u>避難所</u>等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等のこころの健康の保	第1 感染症予防 ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や<u>指定避難所</u>における集団発生を防ぐため、次の班を編成し災害時における感染症予防活動を実施する。 1 区本部保健所班 (1) 感染症の予防指導 ア 被災地及び<u>指定避難所</u>における感染症患者等の早期発見 イ 略 (2) ～ (5) 略 2 ～ 3 略 第2 保健衛生 区本部保健所班は、<u>指定避難所</u>や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保健福祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、震災時における保健衛生活動を実施する。 1 略 2 精神医療救護活動 (1) ～ (2) 略 (3) こころのケアチームは、保健救護班と連携し、被災体験や治療の中断による精神症状の増悪、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、<u>指定避難所</u>等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等のこころの健康	災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		持増進等に対応するため、<u>避難所</u>等を巡回し、診療・相談に応じる。 (4) ～ (5) 略 3 歯科医療救護活動 (1) 歯科医療・歯科保健を継続して確保する観点から名古屋市歯科医師会と連携して、<u>避難所</u>等を定期的に巡回し、応急的な医療活動及び相談指導等を行う。 (2) 略 4 栄養相談・指導 被災者の<u>避難所</u>や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等を行う。 略	の保持増進等に対応するため、<u>指定避難所</u>等を巡回し、診療・相談に応じる。 (4) ～ (5) 略 3 歯科医療救護活動 (1) 歯科医療・歯科保健を継続して確保する観点から名古屋市歯科医師会と連携して、<u>指定避難所</u>等を定期的に巡回し、応急的な医療活動及び相談指導等を行う。 (2) 略 4 栄養相談・指導 被災者の<u>指定避難所</u>や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等を行う。 略	災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正
32	131	第12節 輸送・道路等応急対策 【 輸送 】 略 第1 ～ 第2 略 第4 輸送ルートの確保 略 1 略 2 水上輸送 住宅都市部は、名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合と連携し、岸壁と荷役機械等の被害状況等を踏まえ、水上輸送の拠点となる<u>物資集配拠点</u>を選定するとともに、堀川及び中川運河の水路において、水路にか	第12節 輸送・道路等応急対策 【 輸送 】 略 第1 ～ 第2 略 第4 輸送ルートの確保 略 1 略 2 水上輸送 住宅都市部は、名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合と連携し、岸壁と荷役機械等の被害状況等を踏まえ、水上輸送の拠点となる<u>緊急物資集配拠点</u>を選定するとともに、堀川及び中川運河の水路において、水路	標記の整理

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		かる橋梁、水門等被害状況等を踏まえ、都心部への水路を確保するものとする。 略	にかかる橋梁、水門等被害状況等を踏まえ、都心部への水路を確保するものとする。 略	
33	139	第 13 節 食品・生活必需品等の供給 災害の発生に伴い、物品流通機構の機能が一時的に混乱・停止し、また、家屋の倒壊や流失などで住家に被害を受け、さらに電気・ガス・水道等の供給が停止する等により日常生活を営むことが困難になった被災者に対して、<u>(追加)</u> 食品・生活必需品等（以下「物資」という。）及び飲料水を応急的に供給（貸与を含む）し、被災者の生活を保護するとともに、人心の安定を図る。 第 1 食品 1 ～ 2 略 3 飲料水・その他生活用水 (1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、第 1 章第 23 節「ライフライン施設の応急復旧」によるものとする。また、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、津波浸水時における緊急的な給水として<u>避難所</u>に備蓄した飲料水を使用する。 (2) 略 第 2 略 第 3 物資の供給体制	第 13 節 食品・生活必需品等の供給 災害の発生に伴い、物品流通機構の機能が一時的に混乱・停止し、また、家屋の倒壊や流失などで住家に被害を受け、さらに電気・ガス・水道等の供給が停止する等により日常生活を営むことが困難になった被災者に対して、<u>迅速かつ効果的に</u>食品・生活必需品等（以下「物資」という。）及び飲料水を応急的に供給（貸与を含む）し、被災者の生活を保護するとともに、人心の安定を図る。 第 1 食品 1 ～ 2 略 3 飲料水・その他生活用水 (1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、第 1 章第 23 節「ライフライン施設の応急復旧」によるものとする。また、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、津波浸水時における緊急的な給水として<u>指定避難所</u>に備蓄した飲料水を使用する。 (2) 略 第 2 略 第 3 物資の供給体制	文言の整理 災害対策基本法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		1 市本部物資班及び区本部の任務 表中 <u>物資集配拠点</u> 2 物資の供給フロー 表中 <u>避難所</u> 第4 略 第5 物資の輸送及び<u>物資集配拠点</u> 1 輸送の基本的な考え方 (1) 物資は、原則として<u>避難所</u>へ直接輸送させるものとする。そのため、平常時から供給協定締結業者等に、災害時の<u>避難所</u>への物資の直接輸送体制の整備を依頼するものとする。 (2) ただし、道路・橋梁等の被災や道路交通の混乱などが生じており、<u>避難所</u>への直送が困難と考えられる場合や、また、大量の物資の調達が必要と予想される場合には、物資班は<u>物資集配拠点</u>を開設して、当該場所へ物資を搬入させ、仕分けを行った後各<u>避難所</u>へ輸送するものとする。 2 <u>物資集配拠点</u> (1) 物資班は被害状況に応じて<u>物資集配拠点</u>を開設する。 (2) <u>物資集配拠点</u>へは物資班の職員を派遣する。なお、物資班のみでは対応が困難な場合は他部の職員の応援を本部長に要請する。 (3) 物資の仕分け、在庫管理、<u>避難所</u>への輸送等は愛	1 市本部物資班及び区本部の任務 表中 <u>緊急物資集配拠点</u> 2 物資の供給フロー 表中 <u>指定避難所</u> 第4 略 第5 物資の輸送及び<u>緊急物資集配拠点</u> 1 輸送の基本的な考え方 (1) 物資は、原則として<u>指定避難所</u>へ直接輸送させるものとする。そのため、平常時から供給協定締結業者等に、災害時の<u>指定避難所</u>への物資の直接輸送体制の整備を依頼するものとする。 (2) ただし、道路・橋梁等の被災や道路交通の混乱などが生じており、<u>指定避難所</u>への直送が困難と考えられる場合や、また、大量の物資の調達が必要と予想される場合には、物資班は<u>緊急物資集配拠点</u>を開設して、当該場所へ物資を搬入させ、仕分けを行った後各<u>指定避難所</u>へ輸送するものとする。 2 <u>緊急物資集配拠点</u> (1) 物資班は被害状況に応じて<u>緊急物資集配拠点</u>を開設する。 (2) <u>緊急物資集配拠点</u>へは物資班の職員を派遣する。なお、物資班のみでは対応が困難な場合は他部の職員の応援を本部長に要請する。 (3) 物資の仕分け、在庫管理、<u>指定避難所</u>への輸送等	標記の整理 災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理 標記の整理 災害対策基本法改正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店やボランティアの協力を得て実施するものとする。 なお、地域防災拠点（小学校）、区本部、物資班、<u>物資集配拠点</u>の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。 3 略 第6 国への支援要請 1 略 2 国は、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各<u>避難所</u>まで<u>に</u>配送体制の確保状況等に留意するものとする。また、被災地からの要請がない中で、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。 第7 物資の配布 1 物資の配布方法 (1) 略 (2) 配布は原則として<u>避難所</u>で行うこととし、災害救助地区本部、<u>避難所</u>の管理運営組織、ボランティア等の協力を得て実施する。 (3) 被災後に<u>避難所</u>以外で避難生活を続けており、かつ物資の供給の対象となる者については、区本部は	は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店やボランティアの協力を得て実施するものとする。 なお、地域防災拠点（小学校）、区本部、物資班、<u>緊急物資集配拠点</u>の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。 3 略 第6 国への支援要請 1 略 2 国は、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各<u>指定避難所</u>まで<u>の</u>配送体制の確保状況等に留意するものとする。また、被災地からの要請がない中で、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。 第7 物資の配布 1 物資の配布方法 (1) 略 (2) 配布は原則として<u>指定避難所</u>で行うこととし、災害救助地区本部、<u>指定避難所</u>の管理運営組織、ボランティア等の協力を得て実施する。 (3) 被災後に<u>指定避難所</u>以外で避難生活を続けており、かつ物資の供給の対象となる者については、区	正に伴う修正 標記の整理 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		災害救助地区本部の協力を得て実態の把握を行い、<u>避難所</u>で生活する<u>もの</u>と同様に、原則として居住地の最寄りの<u>避難所</u>で物資を配布する。 第8 救援物資の受入れ 略 1 受付 (1) 略 (2) 物資班は、<u>避難所</u>等において必要かつ不足している物資の情報収集を行い、庶務部広報班の協力を得ながら、受入をする物資についての広報や情報提供を行う <u>(追加)</u> (3) 救援物資の申出を受けた場合には、物資の内容、物資の量、輸送手段、到着時間等を確認し、<u>物資集配拠点</u>への搬入を伝達する。 (4) 寄託者には、次の点に留意して送付するよう依頼する。 ・あて先は市災害対策本部とし、<u>物資集配拠点</u>へ送付すること ・略 ・略 (5) 略 2 救援物資の輸送・配布 (1) 救援物資は、陸路・水路・空路を利用し、<u>物資集配拠点</u>へ搬入する。 (2) 搬入された救援物資は、仕分け・在庫管理・<u>避難</u>	本部は災害救助地区本部の協力を得て実態の把握を行い、<u>指定避難所</u>で生活する<u>者</u>と同様に、原則として居住地の最寄りの<u>指定避難所</u>で物資を配布する。 第8 救援物資の受入れ 略 1 受付 (1) 略 (2) 物資班は、<u>指定避難所</u>等において必要かつ不足している物資の情報収集を行い、庶務部広報班の協力を得ながら、受入をする物資についての広報や情報提供を行う。<u>。</u> (3) 救援物資の申出を受けた場合には、物資の内容、物資の量、輸送手段、到着時間等を確認し、<u>緊急物資集配拠点</u>への搬入を伝達する。 (4) 寄託者には、次の点に留意して送付するよう依頼する。 ・あて先は市災害対策本部とし、<u>緊急物資集配拠点</u>へ送付すること ・略 ・略 (5) 略 2 救援物資の輸送・配布 (1) 救援物資は、陸路・水路・空路を利用し、<u>緊急物資集配拠点</u>へ搬入する。 (2) 搬入された救援物資は、仕分け・在庫管理・<u>指定</u>	災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理 標記の整理 標記の整理 災害対策基本法改

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
		<u>所</u>への輸送等、要請による物資と同様に処理する。 (3) 区本部は<u>避難所</u>において要請による物資と同様に救援物資を配布する。	<u>避難所</u>への輸送等、要請による物資と同様に処理する。 (3) 区本部は<u>指定避難所</u>において要請による物資と同様に救援物資を配布する。	正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正																
34	144	第 14 節 災害時要援護者対策 略 第 1 略 第 2 実施体制 1 担当部 <table><tr><th>担当部</th><th>分 担 任 務</th></tr><tr><td>健 康 福 祉 部</td><td>1 ～ 2 略 3 <u>避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 ～ 6 略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>区 本 部</td><td>1 ～ 2 略 3 <u>避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること 4 略</td></tr></table> 略 2 略 第 3 安否確認 1 区本部 (1) 発災後区本部は、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、<u>避難所</u>への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部災害時要援護者班に応援を要請	担当部	分 担 任 務	健 康 福 祉 部	1 ～ 2 略 3 <u>避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 ～ 6 略	略	略	区 本 部	1 ～ 2 略 3 <u>避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること 4 略	第 14 節 災害時要援護者対策 略 第 1 略 第 2 実施体制 1 担当部 <table><tr><th>担当部</th><th>分 担 任 務</th></tr><tr><td>健 康 福 祉 部</td><td>1 ～ 2 略 3 <u>指定避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 ～ 6 略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>区 本 部</td><td>1 ～ 2 略 3 <u>指定避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること 4 略</td></tr></table> 略 2 略 第 3 安否確認 1 区本部 (1) 発災後区本部は、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、<u>指定避難所</u>への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部災害時要援護者班に応援を	担当部	分 担 任 務	健 康 福 祉 部	1 ～ 2 略 3 <u>指定避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 ～ 6 略	略	略	区 本 部	1 ～ 2 略 3 <u>指定避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること 4 略	災害対策基本法改正に伴う修正 <
担当部	分 担 任 務																			
健 康 福 祉 部	1 ～ 2 略 3 <u>避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 ～ 6 略																			
略	略																			
区 本 部	1 ～ 2 略 3 <u>避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること 4 略																			
担当部	分 担 任 務																			
健 康 福 祉 部	1 ～ 2 略 3 <u>指定避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 ～ 6 略																			
略	略																			
区 本 部	1 ～ 2 略 3 <u>指定避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること 4 略																			

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		する。 (2) 略 2 略 第4 避難生活の確保 災害時要援護者の<u>避難所</u>もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず要援護者の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。 略 1 要援護者の実態調査 (1) 略 (2) 避難生活が継続する間は<u>避難所</u>や地域を巡回し、継続的に要援護者の健康状態・生活状況等の把握を行う。 2 <u>避難所</u>における生活の確保 略 (1) 福祉環境整備が行われていない<u>避難所</u>には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。 (2) ～ (3) 略 (4) <u>避難所</u>内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなど努めることとする。 (5) 略 (6) その他、<u>避難所</u>の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。 3 緊急援護の実施	要請する。 (2) 略 2 略 第4 避難生活の確保 災害時要援護者の<u>指定避難所</u>もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず要援護者の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。 略 1 要援護者の実態調査 (1) 略 (2) 避難生活が継続する間は<u>指定避難所</u>や地域を巡回し、継続的に要援護者の健康状態・生活状況等の把握を行う。 2 <u>指定避難所</u>における生活の確保 略 (1) 福祉環境整備が行われていない<u>指定避難所</u>には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。 (2) ～ (3) 略 (4) <u>指定避難所</u>内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなど努めることとする。 (5) 略 (6) その他、<u>指定避難所</u>の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。 3 緊急援護の実施	災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		略 (1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の<u>避難所</u>では介護が困難な要援護者を避難させる。 略	略 (1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の<u>指定避難所</u>では介護が困難な要援護者を避難させる。 略	災害対策基本法改正に伴う修正
35	154	第 16 節 <u>ごみ・し尿・災害廃棄物</u> 風水害等の災害の発生により、被災地では<u>(追加)</u> 道路障害等により <u>(追加)</u> 一時的に通常の体制によるごみ処理や、<u>し尿</u>の収集が困難となることが予想される。 そのため、<u>排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなる。また、地震により倒壊した建築物等から発生する災害を速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠である。</u> <u>第 1 ごみ処理</u> 1 計画目標 環境部は、災害により発生した <u>(追加)</u> ごみ（以下「災害ごみ」という。）等の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。 2 活動要領 (1) 計画の<u>作成</u> ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。 イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、	第 16 節 <u>災害ごみ・し尿・災害がれき</u> 風水害等の災害の発生により、被災地では、<u>大量に発生した廃棄物や</u>道路障害等により、<u>一時的に通常の体制によるごみ処理や (削除) し尿の収集が困難となる</u>ことが予想される。 そのため、<u>避難者等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・し尿・災害がれきの処理について、必要な対応を行う。</u> <u>第 1 災害ごみ処理</u> 1 計画目標 環境部は、災害により発生した<u>生活系</u>ごみ（以下「災害ごみ」という。）等の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。 2 活動要領 (1) 計画の<u>策定</u> ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。 イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、	名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
		すみやかに把握する。 ウ <u>災害ごみの非常処理計画を、市内の被害状況及び環境部の被害状況を基にして作成する。</u> (2) 処理方法 ア 災害<u>ごみの非常処理</u>計画に<u>従い</u>、環境隊は被災地のごみ収集にあたる。 イ 被災地の早期回復を図るため、平常作業を一時的に中止し、災害ごみの処理に全力をあげる。 ウ 平常作業の中止は、10 日間を限度とし、以後災害ごみと並行して行う。 エ 処理施設への<u>短期間大量投入</u>が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。 <u>オ 災害ごみは、空地・公園等の臨時集積所に、可燃物・不燃物に分けて排出するよう指導する。</u> <u>カ 災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行う。なお、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行っても、処理できない場合は、他都市の応援を要請する。</u> <u>キ</u> 略 <table><tr><th></th><th>市有・常時借上台数</th><th>人員</th><th>最大収集能力</th></tr><tr><td>1 回当たり</td><td><u>377</u> 台</td><td><u>783</u> 人(市職員のみ)</td><td><u>897</u> t</td></tr></table> (3) 略 第2 し尿処理 1 計画目標 環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、		市有・常時借上台数	人員	最大収集能力	1 回当たり	<u>377</u> 台	<u>783</u> 人(市職員のみ)	<u>897</u> t	すみやかに把握する。 ウ <u>被害状況に応じて、「災害時特別作業計画」を策定する。</u> (2) 処理方法 ア 災害<u>時特別作業</u>計画に<u>基づき</u>、環境隊は被災地のごみ収集にあたる。 イ 被災地の早期回復を図るため、平常作業を一時的に中止し、災害ごみの処理に全力をあげる。 ウ 平常作業の中止は、10 日間を限度とし、以後災害ごみと並行して行う。 エ 処理施設への<u>直接搬入</u>が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。 <u>(削除)</u> <u>オ 災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行い、さらに不足する場合は、他都市の支援を要請する。</u> <u>カ</u> 略 <table><tr><th></th><th>市有・常時借上台数</th><th>人員</th><th>最大収集能力</th></tr><tr><td>1 回当たり</td><td><u>359</u> 台</td><td><u>728</u> 人(市職員のみ)</td><td><u>837</u> t</td></tr></table> (3) 略 第2 し尿処理 1 計画目標 環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、		市有・常時借上台数	人員	最大収集能力	1 回当たり	<u>359</u> 台	<u>728</u> 人(市職員のみ)	<u>837</u> t	
	市有・常時借上台数	人員	最大収集能力																	
1 回当たり	<u>377</u> 台	<u>783</u> 人(市職員のみ)	<u>897</u> t																	
	市有・常時借上台数	人員	最大収集能力																	
1 回当たり	<u>359</u> 台	<u>728</u> 人(市職員のみ)	<u>837</u> t																	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、<u>日常生活に支障を及ぼさないようにするため、避難所</u>で使用する災害用トイレの備蓄を進めるとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。 2 活動要領 (1) 計画の<u>作成</u> ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレの設置状況及び不足数の把握に努める。 イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。 <u>ウ 必要に応じて他部との連絡を密にする。</u> <u>エ し尿の非常処理</u>計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置状況<u>及び環境部の被害状況</u>等に基づき<u>作成</u>する。 (2) 災害用トイレの備蓄等 略 本市の備蓄で不足する災害用トイレは、被害の少ない地域の避難所<u>(追加)</u>からの移送又は他都市の<u>応</u>援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。 (3) 収集方法 ア <u>し尿の非常処理</u>計画に<u>従い</u>、環境隊が収集にあたる。 イ 略 ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できな	通常のし尿処理が困難となることが予想されることから<u>(削除)</u>、<u>指定避難所</u>で使用する災害用トイレの備蓄を進めるとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。 2 活動要領 (1) 計画の<u>策定</u> ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレの設置状況及び不足数の把握に努める。 イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。 <u>(削除)</u> <u>ウ 災害時特別作業</u>計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置状況<u>(削除)</u>等に基づき<u>策定</u>する。 (2) 災害用トイレの備蓄等 略 本市の備蓄で不足する災害用トイレは、被害の少ない地域の避難所<u>等</u>からの移送又は他都市の<u>支</u>援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。 (3) 収集方法 ア <u>災害時特別作業</u>計画に<u>基づき</u>、環境隊が収集にあたる。 イ 略 ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できな	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		い場合には、他都市及び協定を締結している民間事業者に<u>応</u>援を要請する。 エ・オ 略 (4) ～ (5) 略 (6) し尿の処理体制 表中 <u>・ 応援要請</u> <u>・ 他自治体等</u> 第3 災害<u>廃棄物</u>処理 1 計画目標 被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、<u>被災した建築物等から発生する廃木材及びコンクリートがら (追加)</u> 等（以下「災害<u>廃棄物</u>」という。）を適正に処理する。 2 活動要領 (1) 災害廃棄物処理対策<u>臨時組織</u>の設置 <u>(追加) 発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策本部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。</u> (2) <u>災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体</u> <u>災害廃棄物の撤去に関しては、その危険性・公共性を配慮するとともに、環境保全に留意して、その適正処理についての指導等を行う。</u> <u>倒壊</u>した建物の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合は、<u>倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務</u>行う。 (3) 災害廃棄物の仮置場の設置	い場合には、他都市及び協定を締結している民間事業者に<u>支</u>援を要請する。 エ・オ 略 (4) ～ (5) 略 (6) し尿の処理体制 表中 <u>・ 支援要請</u> <u>・ 他都市等</u> 第3 災害<u>がれき</u>処理 1 計画目標 被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、<u>震災による建物の損壊により発生する (削除)</u>コンクリートがら<u>及び木くず</u>等（以下「災害<u>がれき</u>」という。）を適正に処理する。 2 活動要領 (1) 災害廃棄物処理対策<u>部</u>の設置 <u>災害廃棄物の処理には、関係部との連携が不可欠であるため、</u>発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策<u>(削除)</u>部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。 (2) <u>損壊建物等の解体・撤去 (削除)</u> <u>損壊</u>した建物の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅<u>(削除)</u>等について特別措置を国が講じた場合は、<u>本市が解体し、撤去を</u>行う。 (3) 災害廃棄物の仮置場の設置	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、関係機関と協力して設置する。</u> (4) 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分 仮置場にて<u>破砕不適物を除去するなど分別されて搬出された災害廃棄物は</u>、破砕処理等の中間処理を行った後、できるだけ再利用する。 再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、埋立処分場に搬入する。 3 協力体制 災害廃棄物の処理にあたっては、<u>次の業務について</u>資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。 <u>(1) 災害廃棄物の解体撤去</u> ア <u>倒壊建物の解体業務</u> イ <u>発生した災害廃棄物の撤去業務</u> <u>(2) 災害廃棄物仮置場の設置</u> ア <u>仮置場の維持管理業務</u> イ <u>仮置場からの災害廃棄物の搬出</u> <u>(3) 災害廃棄物の中間処理、再利用、最終処分</u> ア <u>災害廃棄物の破砕・選別処理</u> イ <u>再利用施設への搬入</u> ウ <u>埋立処分場への災害廃棄物の搬入</u> 図	<u>被災現場から撤去した災害廃棄物の一時的な保管や、破砕・選別等の中間処理を行うための用地として、関係機関と協力して設置する。</u> (4) 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分 仮置場にて<u>選別を行い</u>、破砕処理等の中間処理を行った後、できるだけ再利用する。 再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、埋立処分場に搬入する。 3 協力体制 災害廃棄物の処理にあたっては、<u>(削除)</u> 資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。 <u>(削除)</u> 図	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		災害廃棄物処理の基本的流れ <pre>graph TD; A[被災建物の解体等による災害廃棄物] -- 運搬 --> B[仮置場
廃木材・金属くず・コンクリートがら・その他]; B -- 分別 --> C[中間処理施設
(破砕・選別等)]; C --> D[再 利 用]; C --> E[清 掃 工 場]; C --> F[埋 立 処 分 場];</pre>	処理の流れ <pre>graph TD; A[災害がれき] -- "[解体・撤去]" --> B[一次仮置場(保管・粗選別)]; A --> C[二次仮置場(破砕・選別処理)]; B --> C; B --> D[再生利用]; B --> E[埋立処分]; C --> E; F[災害ごみ] -- "[持込]" --> G[住民用仮置場]; G --> H[中間処理施設(本市・仮設)]; I[収集・運搬] --> H; J[中間処理施設(本市・仮設)] --> E; K[中間処理施設(本市・仮設)] --> L[再生利用];</pre> → 主要な流れ → 補助的な流れ	
36	161	第18節 文教対策 略 第1 学校教育における応急対策 1 休校等応急措置 (1) ～ (6) 略 (7) 登校前に中学校ブロック内に避難勧告、<u>避難指示</u>及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、次の基準により取り扱うものとする。特別支援学校、高等学校については、全市の被害状況や生徒	第18節 文教対策 略 第1 学校教育における応急対策 1 休校等応急措置 (1) ～ (6) 略 (7) 登校前に中学校ブロック内に避難勧告、<u>避難指示(緊急)</u>及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、次の基準により取り扱うものとする。特別支援学校、高等学校については、全市の被害状	避難情報の名称変更

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		の居住地、交通機関の状況等により判断すること。 ア 午前6時までに避難勧告、<u>避難指示</u>及び特別警報が解除されないときは、午前中の授業を中止する。 イ 午前6時から午前11時までに避難勧告、<u>避難指示</u>及び特別警報が解除されたときは、午後の授業を行う。 ウ 午前11時を過ぎても避難勧告、<u>避難指示</u>及び特別警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。 (8) 登校後に中学校ブロック内に避難勧告、<u>避難指示</u>及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発令されたものとみなし、対処するものとする。 2 応急教育の実施 体育館や特別教室等の施設が災害救助地区本部及び<u>避難所</u>として使用される場合、校舎等施設の被害程度を学校（幼稚園）班長が確認し、下記の措置をとるものとする。 (1) ～ (4) 略 3 ～ 5 略 第2 社会教育における応急対策 1 略 2 災害応急対策 (1) 救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容	況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。 ア 午前6時までに避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>及び特別警報が解除されないときは、午前中の授業を中止する。 イ 午前6時から午前11時までに避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>及び特別警報が解除されたときは、午後の授業を行う。 ウ 午前11時を過ぎても避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>及び特別警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。 (8) 登校後に中学校ブロック内に避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発令されたものとみなし、対処するものとする。 2 応急教育の実施 体育館や特別教室等の施設が災害救助地区本部及び<u>指定避難所</u>として使用される場合、校舎等施設の被害程度を学校（幼稚園）班長が確認し、下記の措置をとるものとする。 (1) ～ (4) 略 3 ～ 5 略 第2 社会教育における応急対策 1 略 2 災害応急対策 (1) 救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容	災害対策基本法改正に伴う修正

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
		場所等の利用や避難所の開設に備え、必要な情報の収集にあたりとともに、その準備のため適切な措置をとる。 略	場所等の利用や指定避難所の開設に備え、必要な情報の収集にあたりとともに、その準備のため適切な措置をとる。 略	災害対策基本法改正に伴う修正																								
37	168	第 19 節 ボランティアとの連携 略 第 1 平常時の連携 略 <table><tr><td>連携を図る団体・関係機関</td><td>活動内容</td><td>担当部（局）</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>市民活動団体(ボランティア団体など)</td><td>災害ボランティアセンターの運営</td><td>市民経済局、健康福祉局、消防局</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 略	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局、消防局	略	略	略	第 19 節 ボランティアとの連携 略 第 1 平常時の連携 略 <table><tr><td>連携を図る団体・関係機関</td><td>活動内容</td><td>担当部（局）</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>市民活動団体(ボランティア団体など)</td><td>災害ボランティアセンターの運営</td><td>市民経済局、健康福祉局 (削除)</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 略	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局 (削除)	略	略	略	担当部局の整理
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																										
略	略	略																										
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局、消防局																										
略	略	略																										
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																										
略	略	略																										
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局 (削除)																										
略	略	略																										
38	174	第 21 節 区の応急対策活動 略 第 1 活動体制 1 ～ 3 略 第 2 大規模災害時の初動活動 表中 避難所 第 3 災害救助地区本部 1 ～ 3 略 4 災害救助地区本部の分担任務 略 (1) ～ (3) 略 (4) 避難準備情報、避難勧告・指示の伝達に関すること。	第 21 節 区の応急対策活動 略 第 1 活動体制 1 ～ 3 略 第 2 大規模災害時の初動活動 表中 指定避難所 第 3 災害救助地区本部 1 ～ 3 略 4 災害救助地区本部の分担任務 略 (1) ～ (3) 略 (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示 (緊急) の伝達に関すること。	災害対策基本法改正に伴う修正 																								

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(5) 略 (6) <u>避難所</u>の管理運営に関すること。 (7) ～ (14) 略 第4 情報連絡活動 1 略 2 対策情報の伝達 (1) 略 (2) 対策情報の伝達 ア 略 イ 住民避難状況の報告 住民が避難を開始し、<u>避難所</u>を開設した場合は、<u>避難所</u>開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部へ報告する。 略 3 予警報等の伝達 略 (1) 略 (2) 情報の伝達 ア 情報連絡員（伝令）により、災害救助地区本部、<u>避難所</u>へ情報文等を伝達し、関係者に配布する。 イ 略 第5 広報・広聴活動 1 広報活動 (1) 略	(5) 略 (6) <u>指定避難所</u>の管理運営に関すること。 (7) ～ (14) 略 第4 情報連絡活動 1 略 2 対策情報の伝達 (1) 略 (2) 対策情報の伝達 ア 略 イ 住民避難状況の報告 住民が避難を開始し、<u>指定避難所</u>を開設した場合は、<u>指定避難所の</u>開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部へ報告する。 略 3 予警報等の伝達 略 (1) 略 (2) 情報の伝達 ア 情報連絡員（伝令）により、災害救助地区本部、<u>指定避難所</u>へ情報文等を伝達し、関係者に配布する。 イ 略 第5 広報・広聴活動 1 広報活動 (1) 略	災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) 広報の伝達系統 図中 <u>避難所</u> 略 第6 避難 1 避難準備<u>情報</u>、避難勧告・<u>指示</u>の実施 (1) 避難準備<u>情報</u>は、原則として市長（本部長）が発表する。 (2) 避難勧告・<u>指示</u>は、原則として区長（区本部長）等の要請に基づき、市長（本部長）が行う。 ただし、次の場合にあっては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。 ア・イ 略 (3) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、避難勧告・<u>指示</u>を行ったときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を経由）するものとする。 (4) 実施基準 ア 避難準備<u>情報</u> 発表基準は別に定める。 イ 略 (5) 実施方法 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、	(2) 広報の伝達系統 図中 <u>指定避難所</u> 略 第6 避難 1 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の実施 (1) 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>は、原則として市長（本部長）が発表する。 (2) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>は、原則として区長（区本部長）等の要請に基づき、市長（本部長）が行う。 ただし、次の場合にあっては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。 ア・イ 略 (3) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>を行ったときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を経由）するものとする。 (4) 実施基準 ア 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u> 発表基準は別に定める。 イ 略 (5) 実施方法 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、	災害対策基本法改正に伴う修正 避難情報の名称変更

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等の協力を得て、危険地域の住民に対して、避難準備<u>情報</u>を伝達し、若しくは避難を勧告又は指示する。 ア <u>準備情報</u>、勧告<u>又は</u>指示の伝達方法 (ア) ～ (イ) 略 (ウ) 個別訪問による伝達 (<u>準備情報</u>の場合を除く。) 略 (エ) サイレン吹鳴による伝達 (<u>準備情報</u>の場合を除く。) 略 (オ) ・ (キ) 略 イ 伝達内容 (ア) <u>準備情報の発表若しくは、避難勧告又は</u>指示の発令者名 (イ) <u>準備情報の発表若しくは勧告又は</u>指示の発令日時 (ウ) <u>準備情報の発表若しくは勧告又は</u>指示の理由 (エ) <u>避難所</u>の名称及び所在地 (<u>準備情報</u>の場合を除く) (オ) ・ (カ) 略 (6) 実施報告 避難勧告又は<u>指示の実施</u>をした場合、及び警察	各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等の協力を得て、危険地域の住民に対して、避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>を伝達し、若しくは避難を勧告又は指示する。 ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の伝達方法 (ア) ～ (イ) 略 (ウ) 個別訪問による伝達 (<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の場合を除く。) 略 (エ) サイレン吹鳴による伝達 (<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の場合を除く。) 略 (オ) ・ (キ) 略 イ 伝達内容 (ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令者名 (イ) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令日時 (ウ) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の理由 (エ) <u>指定避難所</u>の名称及び所在地 (<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の場合を除く) (オ) ・ (カ) 略 (6) 実施報告 避難勧告又は<u>避難指示（緊急）を発令</u>した場合、	避難情報の名称変更 避難情報の名称変更

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		官、自衛官等から<u>指示を実施</u>した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部へ報告する。 ア 避難勧告又は<u>指示</u>の発令者名 イ ～ オ 略 2 <u>避難所</u>の開設及び管理運営 (1) <u>避難所</u>の開設 <u>避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、</u>区本部長はすみやかに必要な<u>避難所</u>を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該<u>避難所</u>へ派遣する。 開設期間は原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じ区本部長の意見を聞き必要最小限の期間を延長することができる。<u>なお</u>、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。 ア 区本部長は、避難所の施設管理者等に連絡をとり、避難所開設の<u>指示を</u>する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏のないよう連絡するものとする。 イ ～ エ 略 (2) <u>避難所</u>の管理運営 <u>区本部長は、開設した避難所に区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び施設管理者等と協力して、避難者の中から選任された者を中心に避難</u>	及び警察官、自衛官等から<u>避難指示（緊急）を発令</u>した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部へ報告する。 ア 避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>の発令者名 イ ～ オ 略 2 <u>指定避難所</u>の開設及び管理運営 (1) <u>指定避難所</u>の開設 <u>災害により住家の被害を受けた者等を一時滞在させるため、</u>区本部長はすみやかに必要な<u>指定避難所</u>を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該<u>指定避難所</u>へ派遣する。 <u>なお、指定避難所の</u>開設期間は原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じ区本部長の意見を聞き必要最小限の期間を延長することができる。<u>また</u>、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。 ア 区本部長は、避難所の施設管理者等に連絡をとり、避難所を開設（<u>削除</u>）する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏のないよう連絡するものとする。 イ ～ エ 略 (2) <u>指定避難所</u>の管理運営 <u>指定避難所は、災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと管理組織を確立し自主運営する。</u>	更 災害対策基本法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。</u> ア ～ イ 略 ウ 運営 <u>災害発生初期にはかなりの混乱が予想されるので、早期に避難所管理組織を整えとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。</u> 略 <u>(追加)</u> 3 避難状況等の報告 (1) <u>避難所</u>を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。 (2) 略 4 避難所の解消 避難者の自立と自活を支援する一方で、<u>避難所になった学校施設・民間施設などでは、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念さ</u>	<u>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</u> ア ～ イ 略 ウ 運営 <u>指定避難所の運営にあたっては、早期に (削除)</u>管理組織を整えとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。 略 <u>エ 指定避難所外避難者への対応</u> <u>在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。</u> 3 避難状況等の報告 (1) <u>指定避難所</u>を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。 (2) 略 4 避難所の解消 避難者の自立と自活を支援する一方で、<u>(削除)</u>避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。	熊本地震を踏まえた対策の追加 災害対策基本法改正に伴う修正 標記の整理

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		れる。 そこで避難勧告・<u>指示</u>を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。 5 ・ 6 略 第7 応急救助活動 略 1 略 2 食品の供給 家屋の破壊・流失等により<u>避難所</u>に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧（乾パン、飯缶詰等）又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、必要に応じて、給食設備を有する施設又は移動炊飯器による炊出しを行う。 食糧の配給や炊出しなどの食品の供給を行う場合は、災害救助地区本部及び<u>避難所</u>管理組織等の協力を得て実施する。 3 略 4 収容施設の供与 災害により、現に被害を受け、又は二次災害により	そこで避難勧告<u>等</u>を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。 5 ・ 6 略 第7 応急救助活動 略 1 略 2 食品の供給 家屋の破壊・流失等により<u>指定避難所</u>に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧（乾パン、飯缶詰等）又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、必要に応じて、給食設備を有する施設又は移動炊飯器による炊出しを行う。 食糧の配給や炊出しなどの食品の供給を行う場合は、災害救助地区本部及び<u>指定避難所</u>の管理組織等の協力を得て実施する。 3 略 4 収容施設の供与 災害により、現に被害を受け、又は二次災害により	災害対策基本法改正に伴う修正

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		イ 略 ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、<u>取り締まり</u>を強化する。 エ 略 (2) 略 (3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、<u>警戒活動</u>を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。 2～3 略 第2 交通対策 1 道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置 (1) ～ (3) 略 (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、緊急交通路の確保及び<u>(追加)</u>警戒活動を円滑に実施するため<u>一般社団法人愛知県警備業協会</u>との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。 (5) 関係機関との緊密な連絡 ア <u>災害対策基本法</u>第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみ	イ 略 ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、<u>取締り</u>を強化する。 エ 略 (2) 略 (3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、<u>被災地の救援・救護活動等</u>を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。 2～3 略 第2 交通対策 1 道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置 (1) ～ (3) 略 (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、緊急交通路の確保及び<u>被災地等における</u>警戒活動を円滑に実施するため<u>一般社団法人愛知県警備業協会</u>との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。 (5) 関係機関との緊密な連絡 ア <u>災対法</u>第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、	標記の整理 標記の整理 標記の整理

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		ならず、近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの輸送車両に対してもなされるので、警察（中部管区警察局、県警察本部）は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等につき、関係県、関係県警、関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。 略	近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの（削除）車両に対してもなされるので、警察（中部管区警察局、県警察本部）は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等につき、関係県、関係県警、関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。 略	標記の整理
40	198	第 23 節 ライフライン施設の応急復旧 第 1 給水対策 略 1 略 2 給水体制 略 (1) 給水方法 ア 略 イ 拠点給水 広域避難場所、避難所、区役所・支所、都市公園、局施設等に応急給水施設を整備し、当該場所で給水する。 略 ウ・エ 略 (2)・(3) 略 (4) 給水能力 給水能力－1（配水池等の貯水量） 平成 28 年 6 月 1 日	第 23 節 ライフライン施設の応急復旧 第 1 給水対策 略 1 略 2 給水体制 略 (1) 給水方法 ア 略 イ 拠点給水 広域避難場所、指定避難所、区役所・支所、都市公園、局施設等に応急給水施設を整備し、当該場所で給水する。 略 ウ・エ 略 (2)・(3) 略 (4) 給水能力 給水能力－1（配水池等の貯水量） 平成 29 年 6 月 1 日	災害対策基本法改正に伴う修正 時点修正

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
		表 略 給水能力－2（運搬給水） 平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日 表 略 給水能力－3（拠点給水） 平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日 <table><tr><td>資 機 材 名</td><td>数 量（給水栓数）</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>地 下 式 給 水 栓</td><td><u>376 か所（1,504）</u></td></tr></table> 給水能力－4（その他） 平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日 第 2 水道施設対策 1 ～ 4 5 応急措置 （1）・（2）略 （3）有線通信施設が不通の場合 <u>上下水道無線システム</u>を使用して、被害状況の早期把握と復旧作業の指揮の円滑化を図るものとする。 略	資 機 材 名	数 量（給水栓数）	略	略	地 下 式 給 水 栓	<u>376 か所（1,504）</u>	表 略 給水能力－2（運搬給水） 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日 表 略 給水能力－3（拠点給水） 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日 <table><tr><td>資 機 材 名</td><td>数 量（給水栓数）</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>地 下 式 給 水 栓</td><td><u>377 か所（1,508）</u></td></tr></table> 給水能力－4（その他） 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日 第 2 水道施設対策 1 ～ 4 5 応急措置 （1）・（2）略 （3）有線通信施設が不通の場合 <u>MCA無線や衛星携帯電話</u>を使用して、被害状況の早期把握と復旧作業の指揮の円滑化を図るものとする。 略	資 機 材 名	数 量（給水栓数）	略	略	地 下 式 給 水 栓	<u>377 か所（1,508）</u>	
資 機 材 名	数 量（給水栓数）															
略	略															
地 下 式 給 水 栓	<u>376 か所（1,504）</u>															
資 機 材 名	数 量（給水栓数）															
略	略															
地 下 式 給 水 栓	<u>377 か所（1,508）</u>															
41	218	第 26 節 急傾斜地崩壊災害対策計画 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域、<u>がけ崩れ注意箇所（以下「土砂災害危険箇所」という。）</u>、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の土砂災害を警戒し、これに	第 26 節 急傾斜地崩壊災害対策計画 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域（<u>削除</u>）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の土砂災害を警戒し、これによる被害を軽減するため、次の対策を講じるものと	対策の整理 がけ崩れ注意箇所の指定解除に伴う修正												

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		よる被害を軽減するため、次の対策を講じるものとする。 第1 雨量の観測 <u>土砂災害危険箇所</u>及び土砂災害警戒区域等のある土木事務所は、所内に設置された雨量計により実況監視をし、その状況を把握する。 1 ・ 2 略 第2 巡視及び警戒体制等 1 巡視及び警戒 (1) 平常時 土木事務所、消防署、区役所、その他関係機関は、毎年、大雨洪水期の前に、<u>土砂災害危険箇所</u>及び土砂災害警戒区域等の巡視及び点検を実施し、その状況等を把握しなければならない。 また、災害の発生に備え、活動体制、任務等について、あらかじめ協議しておくとともに、住民等に対しても<u>土砂災害危険箇所</u>及び土砂災害警戒区域等の周知を図ることとする。 (2) 非常時 ア 略 イ 土砂災害警戒情報が発表された場合 略 (ア) 略 (イ) 第2 警戒体制 土木隊、消防隊、区本部、その他関係機関は、<u>土砂災害危険箇所</u>及び土砂災害警戒区域等周	する。 第1 雨量の観測 <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>及び土砂災害警戒区域等のある土木事務所は、所内に設置された雨量計により実況監視をし、その状況を把握する。 1 ・ 2 略 第2 巡視及び警戒体制等 1 巡視及び警戒 (1) 平常時 土木事務所、消防署、区役所、その他関係機関は、毎年、大雨洪水期の前に、<u>急傾斜地崩壊危険区域</u>及び土砂災害警戒区域等の巡視及び点検を実施し、その状況等を把握しなければならない。 また、災害の発生に備え、活動体制、任務等について、あらかじめ協議しておくとともに、住民等に対しても<u>急傾斜地崩壊危険区域</u>及び土砂災害警戒区域等の周知を図ることとする。 (2) 非常時 ア 略 イ 土砂災害警戒情報が発表された場合 略 (ア) 略 (イ) 第2 警戒体制 土木隊、消防隊、区本部、その他関係機関は、<u>急傾斜地崩壊危険区域</u>及び土砂災害警戒区域	標記の整理 標記の整理 標記の整理

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		辺の巡視、警戒を行うとともに、災害の発生の恐れがある場合には、周辺住民等に対して避難勧告、<u>避難所の開設</u>等必要な対策を講じる。 2 応急措置 <u>土砂災害危険箇所</u>及び土砂災害警戒区域等が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、土木隊、消防隊、その他関係機関は、二次災害等を防止するため必要な応急措置（地表水の排除、土留め等）を実施する。 略 3 略 第3 広報及び避難体制 1 広報 <u>土砂災害危険箇所</u>及び土砂災害警戒区域等周辺の住民等に対する避難準備等の広報については、「第5節 広報・広聴活動」に準じて行う。 2 避難 <u>土砂災害危険箇所</u>及び土砂災害警戒区域等が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、区本部、土木隊、消防隊、その他の関係機関は、人命の安全を確保するため、周辺住民等に対して避難の指示、誘導等を実施する。 略。	等周辺の巡視、警戒を行うとともに、災害の発生の恐れがある場合には、周辺住民等に対して避難勧告 <u>(削除)</u> 等必要な対策を講じる。 2 応急措置 <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>及び土砂災害警戒区域等が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、土木隊、消防隊、その他関係機関は、二次災害等を防止するため必要な応急措置（地表水の排除、土留め等）を実施する。 略 3 略 第3 広報及び避難体制 1 広報 <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>及び土砂災害警戒区域等周辺の住民等に対する避難準備等の広報については、「第5節 広報・広聴活動」に準じて行う。 2 避難 <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>及び土砂災害警戒区域等が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、区本部、土木隊、消防隊、その他の関係機関は、人命の安全を確保するため、周辺住民等に対して避難の指示、誘導等を実施する。 略。	標記の整理 表現の修正 標記の整理 標記の整理 標記の整理
42	224	第29節 危険物等災害対策計画 略 第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物	第29節 危険物等災害対策計画 略 第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物	

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		1 危険物、指定可燃物、毒物・劇物施設 (1) 略 (2) 市の措置 ア 事故の規模により <u>県</u>・防災局消防保安課又は <u>県</u>・防災局消防保安課及び総務省消防庁へ災害発生についてただちに通報する。 イ ～ エ 略 2 略 3 略 第2 略 第3 火薬類 1 <u>火薬類施設</u> (1) <u>火薬庫又は</u>火薬類の所有者、占有者の措置 火薬類の<u>安全地域への移動、水没、火薬庫入口の密閉等法令に定める安全</u>措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等、海上に波及し又は波及するおそれがあるときは、海上保安本部（<u>(追加)</u> 電話：118番）、海上保安部等へただちに通報する<u>ものとし、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告を行う</u>ものとする。 (2) 市の措置 第1・1・(2)に準じた措置を講ずる <u>(追加)</u>。<u>この場合、県への通報先は防災局消防保安課産業保安室とする。</u> 2 火薬類積載車両 (1) 火薬類輸送業者の措置	1 危険物、指定可燃物、毒物・劇物施設 (1) 略 (2) 市の措置 ア 事故の規模により <u>愛知県</u>防災局消防保安課又は <u>愛知県</u>防災局消防保安課及び総務省消防庁へ災害発生についてただちに通報する。 イ ～ エ 略 2 略 3 略 第2 略 第3 火薬類 1 <u>火薬類</u> (1) <u>(削除)</u> 火薬類の所有者、占有者の措置 火薬類の<u>廃棄等の</u>措置を講ずるとともに、警察、消防機関 <u>(削除)</u>、海上保安本部（<u>海上に波及し又は波及するおそれがあるときに限る。</u>電話：118番）<u>(削除)</u> 等へただちに通報する <u>(削除)</u> ものとする。 (2) 市の措置 第1・1・(2)に準じた措置を講ずる <u>とともに、経済産業省中部近畿産業保安監督部に報告するものとする。</u> 2 火薬類積載車両 (1) 火薬類輸送業者の措置	権限移譲に伴う修正 権限移譲に伴う修正 権限移譲に伴う修正

風水害等対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>第1</u>・1・(1)に準じた措置を講ずるほか、鉄道車両については中部運輸局へ通報する。 (2) 市の措置 <u>第1</u>・1・(2)に準じた措置を講ずる。 3 火薬類積載船舶 火薬類輸送業者及び市は、それぞれ<u>第1</u>・3・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。	<u>第3</u>・1・(1)に準じた措置を講ずるほか、鉄道車両については中部運輸局へ通報する。 (2) 市の措置 <u>第3</u>・1・(2)に準じた措置を講ずる。 3 火薬類積載船舶 火薬類輸送業者及び市は、それぞれ<u>第3</u>・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。	標記の整理
43	234	第33節 鉄道災害対策計画 第1～第3略 第4 各鉄道事業者の災害応急対策略 【近畿日本鉄道株式会社】 <u>{災害発生時}</u> <u>1 本部等の設置及び運営</u> <u>ア 災害により非常事態が発生した場合には、その情報収集、業務の連絡、関係先への報告、非常措置及び応急復旧計画を行うため、必要に応じ本社に非常本部を各輸送統括部に非常支部を設置する。</u> <u>イ 災害の程度により、現地において非常措置及び応急復旧の指揮を必要と認める場合には、現地に復旧本部を設置する。</u> <u>2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制</u> <u>災害が発生したときは、発見者は速やかに災害の状況に応じ、臨機の処置をとるとともに運転指令及び最寄りの関係駅区長に速報する。</u>	第33節 鉄道災害対策計画 第1～第3略 第4 各鉄道事業者の災害応急対策略 【近畿日本鉄道株式会社】 <u>1 本部の設置及び運営</u> <u>重大な事故が発生した場合における死傷者の救護を迅速に行うとともに、円滑な応急処置と迅速な復旧を図るため、現地対策本部および事故対策本部を設ける。</u> <u>2 事故発生時の処置</u> <u>事故が発生した場合、発見者（事故の直接関係者を含む）は、次の処置を講じる。</u> <u>(1) 事故の拡大防止</u> <u>(2) 死傷者の応急救護</u> <u>(3) 最寄り駅の駅長又は運転指令者への通報</u> <u>3 社内及び消防、警察機関への連絡体制</u> <u>別表1「運転事故経路表」による。</u>	組織変更に伴う修正

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(3) <u>駅所属員を指揮して、死傷者の救援及び事故の応急処置にあたる。</u> (4) <u>必要と認めたときは、他職場に応援を依頼する。</u> (5) <u>必要と認めたときは、最寄りの救急機関、消防団署、市町村に出動を要請する。</u> 4 <u>復旧本部体制</u> <u>現地対策本部及び事故対策本部にそれぞれ本部長、副本部長、班長及び班員を置く。</u>	(別表2) 事故対策本部 組織ならびに分掌	
44	251	第2章 災害復旧計画 第1節 民生安定のための緊急措置略 第1～第5略 第6 生活福祉資金の貸付略 表略 注1 略	第2章 災害復旧計画 第1節 民生安定のための緊急措置略 第1～第5略 第6 生活福祉資金の貸付略 表略 注1 略	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
		2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。<u>(追加)</u> 3 表中の貸付条件は、目安であり、<u>(追加)</u> 個別の状況により、上限額 580 万円以内、据置期間 2 年以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。 第 7 略 第 8 災害復旧資金の融資 1 略 2 中小企業関係の融資 <table><tr><th>資 金 名</th><th>資金の種類</th><th>貸付金額</th><th>利率 (※) (年利)</th><th>融資 期間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>1.5%</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内 7 市町村 (名古屋市においては区) 以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。 (※) 平成 <u>27</u> 年 4 月 1 日現在	資 金 名	資金の種類	貸付金額	利率 (※) (年利)	融資 期間	備 考	略	略	略	1.5%	略	略	2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。<u>(県社会福祉協議会による審査あり)</u> 3 表中の貸付条件は、目安であり、<u>災害の状況及び</u>個別の状況により、上限額 580 万円以内、据置期間 2 年以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。 第 7 略 第 8 災害復旧資金の融資 1 略 2 中小企業関係の融資 <table><tr><th>資 金 名</th><th>資金の種類</th><th>貸付金額</th><th>利率 (※) (年利)</th><th>融資 期間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>1.2%</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内 7 市町村 (名古屋市においては区) 以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。 (※) 平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日現在	資 金 名	資金の種類	貸付金額	利率 (※) (年利)	融資 期間	備 考	略	略	略	1.2%	略	略	標記の整理 標記の整理 時点修正
資 金 名	資金の種類	貸付金額	利率 (※) (年利)	融資 期間	備 考																							
略	略	略	1.5%	略	略																							
資 金 名	資金の種類	貸付金額	利率 (※) (年利)	融資 期間	備 考																							
略	略	略	1.2%	略	略																							

